

## 2 福島県文化財専門委員

根拠法規 文化財保護法，福島県文化財専門委員設置に関する条例（昭和27年条例第76号）

目的 文化財保護法および福島県文化財保護条例に規定する文化財の保存および活に関し，教育委員の諮問に答え，または意見を具申しおよびこのために必要な調査を行なう。

氏名	専門	職業	年令	住所	備考
二瓶 清	建造物 彫刻 工芸品 考古	無職	79	喜多方市関柴田上高額1143	前委員
岩越 二郎	史跡 考古 工芸品	無職	70	白河市会津町37の5	前委員
渡辺 晴雄	史跡 考古	無職	69	相馬郡小高町耳谷字表7	前委員 日本考古学協会員
山口 弥一郎	無形文化財 民俗資料	教員	60	東京都武蔵市境町5の1243 亜細亜大宇都宮内 会津若松市栄町681	前委員 理学博士 亜細亜大学講師
五十嵐 由吉	天然記念物（植物）	教員	60	福島市入江町34	前委員 福島第二高校講師
三本杉 己代治	天然記念物（地質 鉱物）	教員	57	伊達郡伊達町字南堀12	前委員 福大教授 理学博士
岩崎 敏夫	無形文化財 民俗資料	教員	53	相馬市小泉字根岸424	前委員 相馬女子高校教諭 文学博士
吉岡 邦二	天然記念物（植物）	教員	52	仙台市小田原一年甫上15の92	前委員 東北大学教授 理学博士
菊地 貴晴	彫刻 書跡 絵画	教員	43	福島市森合西養山10の7	前委員 福大助教授
草野 和夫	建造物（民家）	教員	33	郡山市字町東78	新委員 郡山工業高校教諭

## 3 福島県産業教育審議会委員

根拠法規 産業教育振興法（昭和26年6月11日，法律第288号）第10条および福島県産業教育審議会委員の定数に関する条例（昭和26年12月22日条例第88号）による。

目的 産業教育がわが国の産業経済の発展および，国民の生活向上の基礎であることにかんがみ，教育基本法の精神にのっとり，産業教育を通じて勤労に対する正しい信念を確立し，産業技術を習得させるとともに，くふう創造の能力を養い，もって経済自立に貢献する有為な国民を育成するため，産業教育の振興を図ることを目的とする。

### 福島県産業教育審議会委員（39.4.1）

氏名	所属	公職名	自宅又は勤務先住所	依嘱月日	電話
石幡 吉左エ門	産業経済界	厚生文教常任委員長	伊達郡桑折町大字伊達崎字吉沼56	38.4.1	桑折369
油井 賢太郎	〃	福島商工会議所常任理事	福島市宮下町23の1	39.4.1	(2)2435
浅間 久雄	〃	福島経営者協会会長	福島市三河北町11の8	39.4.1	(2)4191
児玉 宗一	〃	福島県農業試験場長	郡山市米沢林2の1	39.4.1	郡山(2)3020
安井 健夫	教育界	福島商業高等学校長	福島市霞町8	38.4.1	(2)2486
富田 高明	〃	福島工業高等学校長	福島市森合字小松原1	39.4.1	(2)4728
鈴木 英一	〃	福島農蚕高等学校長	福島市渡利字七社宮17	39.4.1	(2)2247
加藤 利貞	〃	信夫郡吾妻町立野田中学校長	信夫郡吾妻町大字笹木野字館1	39.4.1	(2)4821
高橋 キヨ子	〃	福島大学学芸学部助教授	福島市浜田町84	39.4.1	(2)2146
渡辺 宏	勤労界	福島県高教組委員長	福島市五老内町29 高校会館	39.4.1	(2)6681
和田 敬久	〃	福島県労協事務局長	福島市泉字柳清水19	38.4.1	(2)6141
大塚 惟謙	行政機関	福島県総務部長	福島市万世町	38.8.1	序内300